

「くしろ地域8市町村フェア」実施要領

1 目的

管内食関連事業者のくしろ産品の販路拡大や商品力の磨き上げを図るため、釧路管内の消費者への認知度向上と消費者ニーズの把握を目的として、北海道とイオン北海道(株)の包括連携協定を活用し、イオン釧路昭和店にて釧路地域8市町村の産品の販売及びPR等を実施する。

2 開催期間及び開催場所

- (1) 日時：令和5年(2023年) 9月29日(金) 10:00~19:00
9月30日(土) 9:00~19:00
10月1日(日) 9:00~18:00

※開催時間については変更の可能性があります。

※前日は、15時より準備可能の予定です。

※最終日の撤収作業は18時以降となります。

- (2) 場所：イオン釧路昭和店 1階セントラルコート
(釧路市昭和中央4丁目18-1)

3 主催

北海道釧路総合振興局

4 協力

イオン北海道 釧路昭和店

5 内容

- (1) 釧路地域8市町村の産品販売(市町村ごとに販売エリアを設置)
・事業者による販売・PRを伴った対面販売
※基本は、3日間通しての申込
- (2) 観光関連ポスター掲示等によるくしろ地域の紹介

6 募集内容

- (1) 事業者数及び商品数
・事業者数：30社程度(目安)
※販売スペースに限りがあるため、申込多数となった場合はご希望に添えない場合もあります。
予めご了承ください。
※出展事業者数によって、前後する可能性があります。1社あたり1台、冷凍庫・冷蔵庫又はプラットフォームを使用可能の予定です。
- (2) 対象事業者
釧路管内に主たる事務所又は事業所を有する団体、企業及び個人(個人のグループを含む)で、催事期間中(3日間)を通して対面販売が可能な方
※催事期間中を通しての参加が難しい場合は、別途ご相談ください。
- (3) 対象商品
ア 自ら生産、製造、加工したくしろ産品(食品のみ ※酒類可)
イ 自社企画商品を道内で委託製造しているもの(上記アに付随して販売する場合に限る。)

7 販売方法

- ・原則、販売員を派遣しての対面販売のみとする。
- ・各事業者にて商品管理を行う。
※商品の運搬、陳列及び撤去に関してもご自身で準備願います。
- ・イオンにて冷蔵庫・冷凍庫（1800mm×600mm）、平台テーブル（1500mm×750mm）及び棚を借用することが可能。
※販売スペースの関係上、1つの冷蔵庫・冷凍庫を複数の事業者で使用していただく可能性があります。
- ・IHや電気等を使用した調理・実演販売も可能です。希望の際は、事前に御相談願います。
(ガス調理器及び直火の使用は、設備の制約により不可能です。)
- ・試食及び試飲は不可とする。

8 売上管理及び店舗使用料

- ・売上管理は、イオン釧路昭和店のレジにて行う。
- ・手数料（出展料、売上金振込仲介手数料等）は、各事業者の売上総額（税込）の20%とする。
※本フェアは、（一社）北海道貿易物産振興会を売上金振込仲介業者とし、各事業者に売上総額（税込）の80%を振り込むものとする。
(マージン率：イオン釧路昭和店 18% + （一社）北海道貿易物産振興会 2% = 20%)
- ・イベント終了後、手数料を差し引いた売上額を各事業者の指定口座へ振り込むものとする。

9 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- (1) 当日は、「マスクの着用」「検温」「手指の消毒」「一定距離の確保」等の対策を徹底する。
- (2) 参加事業者に対し、「マスクの着用」「検温」「手指の消毒」「一定距離の確保」等の実践について周知を図る。
- (3) 催事期間中及び前後にPCR検査を受診した際（同居家族を含む）には、速やかに報告する。
- (4) 今後の感染拡大の状況により、開催内容等の変更・中止する場合には、別途庁内及び関係者と協議の上、取扱いを決定し周知する。

10 申し込みについて

- (1) 申込方法
申込書に必要事項を記載の上、申込先へメールかFAXにより申込みこと。
- (2) 申込期限
令和5年（2023年）8月21日（月）
- (3) 申込先（問合せ先）
北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課（担当：蔦森・西性）
〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
電話：0154-43-9184 FAX：0154-41-0967
E-mail：saisei.kazuki@pref.hokkaido.lg.jp
- (4) 必要書類
申込の際には、電子データにて企業ロゴ及び商品画像（1社あたり最低1枚）をご提供ください。
※申込後、その他資料が必要になる場合がございますので、その際はご対応のほどよろしく願います。

11 その他

- ・調理等が必要な場合は、事前の検便の実施にご協力いただく場合がある。
- ・各経費（商品運送料、旅費、売上額の振込手数料等）は、参加事業者の負担とする。
- ・販売場所については、申込期間終了後に調整し、別途申込事業者に通知する。